



27下第 47号
平成27年 4月20日

鹿島区地域協議会
会長 五賀 和雄 様

南相馬市長 桜井 勝延



市長への要望書について (回答)

平成27年1月23日付けで提出のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 下水道受益者負担金等について

鹿島区において津波被災にあった地区で、震災前に下水道または農業集落排水に接続し、受益者負担金等をすでに負担していた方が、今回、災害危険区域に指定されたことを受け、移転を余儀なくされたのにもかかわらず、移転先が鹿島区の下水道等の区域であった場合、さらに受益者負担金等を負担する状況となっております。

このため、鹿島区内において災害危険区域から個人で見つけた移転先へ移転した場合の受益者負担金等について、市からの減免及び助成を要望します。

(回答)

下水道受益者負担金等については、下水道事業に係る工事費の一部として受益地に着目し、受益者のみなさまにご負担いただくものです。

移転先が受益地として賦課されていない土地の場合には、減免等の項目に該当しない限り、ご負担いただくこととなります。

要望の件については、被災者支援の観点から、別添説明資料のとおり減免等の検討をいたしました。移転先の土地の所在や負担金の賦課状況が様々であり、一律公平な対応ができないことから、減免措置及び助成は困難でありますので、ご理解願います。

【担当：下水道課 電話24-5273】

説明資料

(1) 受益者負担金制度の根拠

・下水道事業受益者負担金

⇒都市計画法、南相馬市下水道事業受益者負担に関する条例

・農業集落排水事業受益者分担金

⇒地方自治法、南相馬市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例

(2) 受益者負担金の賦課時期について

・小高区、原町区⇒本管供用時に受益地の地積に応じて賦課される。

・鹿島区⇒公共、農集とも接続時にマスに対し賦課される。結果として被災者が住宅再建する場合、未接続の更地やマスが設置されていない農地等の転用がされている場合が多い。

【受益者負担金制度】

区域	負担区	単価	賦課時期	備考
小高区	公共小高	480 円/m ²	本管供用時	震災後は徴収猶予措置を継続中
鹿島区	公共鹿島	23 万/マス	接続時	供用 3 年以内接続は 10 万に軽減 西町保留地 10 万
	農業集落排水	23 万/マス	接続時	農集組合員は一度のみ 10 万に軽減 三里住宅団地 10 万
原町区	公共原町	300 円/m ²	本管供用時	都市計画税納付地は調整率適用
	特環高松	300 円/m ²	本管供用時	一部農地等除き賦課終了

*一般的な土地売買の考え方

受益地に負担金が賦課済の場合、売買価格に負担金相当額が上乗せされている。

(3) 移転ケース (鹿島区)

① 被災者が公共下水道又は農業集落排水エリアへ移転する場合 (市内)

ア) 個人移転

移転先の土地が負担金未賦課の土地⇒受益者負担金が賦課される。

移転先の土地が負担金賦課済の土地⇒受益者負担金は賦課されない。

イ) 防災集団移転

移転先の土地が負担金未賦課の土地であれば、受益者負担金が賦課される。

ただし、防災集団移転について、国の費用負担において下水道本管が整備され、下水道事業に受贈財産として寄付される団地については、南相馬市下水道事業受益者負担に関する条例第 8 条の負担金の減免 (事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者) に該当し、「受贈財産評価額」と「賦課される受益者負担金の額」の差額を限度として負担金を賦課することになります。

試算の中では、

「受贈財産評価額」 > 賦課される受益者負担金

となることから、結果として、負担金が 0 円となる見込みです。

② 公共下水道、農業集落排水エリア外（浄化槽エリア）へ移転する場合（市内）
ア）個人移転（半壊判定以上）

浄化槽エリアなので受益者負担金の賦課はないが浄化槽設置費用が発生する。
浄化槽設置整備復興事業補助金の利用が可能。補助額は概ね40万円程度。

イ）個人移転（一部損壊等、半壊未満）

浄化槽エリアなので受益者負担金の賦課はないが浄化槽設置費用が発生する。
通常の浄化槽設置整備事業補助金の利用が可能。補助額は概ね20万円程度。

ウ）防災集団移転

浄化槽エリアなので受益者負担金の賦課はないが浄化槽設置費用が発生する。
浄化槽設置整備復興事業補助金の利用が可能。補助額は概ね40万円程度。

③ 被災者が市外に移転する場合

転出先の市町村により負担金が賦課される。

（4）減免措置の検討

負担金の減免については、南相馬市下水道事業受益者負担に関する条例第8条各号に規定されています。

震災関連では、受益地が津波で流失し、今後受益を受けることができない土地で、かつ、負担金を分割納付されていて震災以降も納期が残っていた方については、残納期分について、南相馬市下水道事業受益者負担に関する条例第8条5号により減免をした経過があります。

・減免対象件数 30件

・減免金額 1,736,600円

*減免対象はすべて鹿島区

（検討結果）

移転先での負担金について、移転ケース毎に検討をしましたが結果は以下のとおりです。

個人移転について、移転先の土地が賦課済であった場合、（通常土地購入代金に受益者負担金が含まれている場合が多いが土地の売買条件は売り手と買い手の状況により千差万別であることから、）土地代金の中に負担金が含まれているかの確認ができず、減免措置を受けられる受益者が限定的になること、移転先が市外の場合、移転先の市町村により負担金が賦課されること等から、一律公平な対応ができないことから減免措置及び助成は困難との判断をいたしました。